

宮古地方振興局長告示第 22 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 5 日

宮古地方振興局長 田 山 清

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200156	J Aみやこヘルパーステーション	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日

2 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200164	宮古市千徳デイサービスセンター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日